

TOKYO 人権

●インタビュー／なごや せいきち たくみ名兒耶 清吉・匠
娘をもう一度、主権者に
成年被後見人の選挙権回復から1年を迎えて

●特集

図書館が支えている
私たちの「知る権利」

●「字幕付きCM」をご存じですか？



成年被後見人の選挙権回復から
1年を迎えて

娘を もう一度、 主権者に

なごや せいきち さん
名兒耶 清吉 さん
たくみ さん
名兒耶 匠 さん

名兒耶清吉さんの長女である匠さんは、生後3カ月で心身の発達が遅いなどの特徴を持つ「ダウン症」と診断されました。匠さんは進学・就職をし、20歳になってからは欠かさず親子で投票に行くようになります。しかし、清吉さんが匠さんの成年後見人^{*1}になると、公職選挙法の欠格条項^{*2}により、匠さんは選挙権を失ってしまいました。清吉さんは憲法違反を訴え、選挙権を取り戻すために裁判を起こします。勝訴、そして法改正から1年、選挙権回復までの道のりや、今、思うことを匠さんも交えて清吉さんに伺いました。

—匠さんの人権侵害に、清吉さん自身が3度「加担した」とはどんな場面ですか。

*以下、清吉さんを(清)、匠さんを(匠)と表記

清／匠は障害を理由に、地元の小学校への入学を拒否されました。茨城県内には当時、養護学校がなかったのです。“特殊学級”は3年生からで、なおかつ5人以上でないと設置できないことが理由でした。やむなく幼稚園に入れようとしたのですが、障害のある子どもは預かれないと、やはり2～3の園から拒否されたのです。最終的に許可された幼稚園からは、園から退園を申し出た際には無条件で承諾することなどを言い渡されました。就学を猶与したいのは学校の都合な

のに、学校教育法の手続き上、私が就学猶予願いを出し、幼稚園の理不尽な条件を受け入れたのも親である私です。匠に教育を受けさせられない人権侵害の片棒を担いだのと同じことで、これが1度目の「加担」です。

匠が8歳のとき、県内に初めての養護学校が友部^{ともべ}に開校しました。自宅のある牛久から遠かったのですが、匠が教育を受けられるのはここしかないと思いました。匠は寄宿舎へ入舎し、小学部と中学部の9年間、親元を離れて学校生活を送りました。高校は、養護学校が自宅から通学できる土浦に開校されたので助かりました。中学2年生の後半から匠に電車とバスを乗り継ぐ訓練をさせていましたので、高校へは1人で

も通学できるようになりました。

2 度目の人権侵害は、高校卒業後に勤めた職場での理不尽な解雇です。障害者就労助成金の交付が終了するころに突然、社長から「経営不振のための人員削減」と告げられました。しかしその 1 週間後、「業務拡張のため新規社員募集」とのチラシを目にしました。障害者差別が透けて見える手法に納得がいきませんでした。退職を承諾したことは、私自身が人権侵害を受け入れたのと同じことだと感じたのです。

結局、匠は私の職場に就職し、家庭用雑貨製品のパッケージやラベル貼りなどの作業をしています。楽しく



左から父・清吉さん、匠さん、母・佳子さん。緑豊かなご自宅にて。

仕事をしていると思いますが…？

匠／仕事は、楽しいです。昔から楽しかった。

清／匠は 1 度始めると根気が続くんです（笑）。

就学、就労そして 3 度目の人権侵害への加担が、匠から選挙権を奪ってしまったことです。

— 匠さんは欠かさず 選挙に参加していたのですね。

清／匠は 20 歳になってから、27 年間、1 度も棄権することなく、選挙に参加してきました。期日前投票をしたこともあります。理解のほどはわかりませんが、選挙公報もじっくり読んでいました。私は匠に、「選挙は国民の義務だから行くものだ」「誰に投票してもいい」「誰に投票したかはいわなくていい」、この 3 つを教えてくださいました。投票所では、顔立ちからダウン症とわかるため、職員から「偉いですね」「ごくろうさま」などと声をかけられ、匠自身もいいことをしたと感じたようで、ニコニコと楽しそうな笑顔を見せていました。

しかし、財産管理や計算の苦手な娘のため、私が後見人として、成年後見制度を申請すると、被後見人である匠にだけ選挙ハガキが届かなくなりました。公職選挙法第 11 条第 1 項第 1 号に、被後見人の選挙権を制限することが定められていたからです。手続きのなかで、被後見人になると選挙権がなくなるという説明

はされませんでした。知識としてはありましたが、自分の選挙権ではないせいか、私自身、あまり気に留めてもいなかったのです。

— 国を相手に提訴する 決意をしたのはなぜですか？

清／ある日、匠が「成年後見なんてなければいい」と言ったのです。つまり、そうすれば選挙に行けるから、というわけです。匠は選挙に行けなくなったことを諦めていたんだと勝手に思い込んでいた自分を恥じました。匠の将来を思って利用した成年後見制度が、大切な選挙権を奪う人権侵害になっていたことの重大さに気づいて愕然とし、何とかしなくてはと思ったのです。

被後見人と、それ以外の人々の 1 票の重さに、違いなどないのです。計算や金銭管理ができないからといって、参政権という国民としての重大な権利が奪われていいのでしょうか。選挙において判断力の弱い障害者が不正に誘導される可能性は否定できませんが、不正誘導した者に厳罰をもって臨むべきで、だから選挙権を奪うと結論することはおかしいのです。匠は 27 年間きちんと選挙をして

いたのですから。

本当は、成年後見制度を利用する多くの人が、選挙権を失うことに疑問を持っていました。しかし、誰も声を上げられずにいました。いつかは制度が改正されると思っていたからかもしれません。

私は思い立つとすぐに行動する性格なので、障害者の虐待事件を通して顔なじみだった弁護士さんに相談したのです。そして話し合いの末、2011 年 2 月 1 日、当時 48 歳の匠を原告として、成年被後見人の選挙権回復を求めて、東京地方裁判所に提訴しました。その後、さいたま、京都、札幌の各地方裁判所でも同様の裁判が起こされます。知的障害のある人やその親・家族、支援者らでつくる「全日本手をつなぐ育成会」の呼びかけに応じて集まった選挙権回復を求める署名は 41 万通以上になりました。マスコミにも大きく取り上げられ、傍聴席はいつも満席でした。

— 提訴から 2 年半という異例の速さで 判決が下りました。

清／2013 年 3 月 14 日、成年被後見人は選挙権を有しないとする公職選挙法の規定は違憲とする勝訴判決が下りました。判決文を読み終えた定塚裁判長が匠に語りかけてくださった次の言葉は、今でも忘れません。「どうぞ選挙権を行使して社会に参加してください。」

堂々と胸を張って、いい人生を生きてください」。

この言葉に、涙が出るほど感激しました。傍聴席からは、盛大な拍手が起きました。

—すぐに公職選挙法が改正されたのですね。

清／判決からわずか74日後に、公職選挙法の改正案が参議院本会議において全会一致で可決される急展開は、目を見張る思いでした。

2013年5月27日、公職選挙法が改正され、匠を含む成年被後見人136,000人の選挙権が回復したのです。直後の7月に行われた参議院選挙に間に合ったため、匠は約3年ぶりに選挙に参加できたのです。その2カ月後には茨城県知事選挙も行われました。

匠／2回、選挙に行った。楽しかったです。

清／県知事選挙で誰が当選したかわかるはずです。

匠／橋本知事です。一番強かった。

—法改正されたにもかかわらず
国はなぜ控訴を取り下げなかったのですか。

清／違憲判決を受けた国は、法改正されるまでの間に地方選挙が行われた場合、成年被後見人の選挙権をどう扱えばいいか、選挙の現場が混乱するという理由で控訴しました。それが、法改正後には「違憲が一審で確定した例はない」との控訴理由に変わっていました。無為な控訴だと思いました。最高裁まで争う選択肢もありましたが、各地域の原告の親御さんも高齢で、これ以上裁判を続けるのは厳しいものがあります。そこで、すべての訴訟を取り下げる代わりに、国側にも控訴取り下げを要求し、最終的に和解となったのです。

—それから1年、今、どんな思いですか？

清／この命のあるうちに、娘をもう一度主権者たる国民の一人に復帰させたいという、私たちのささやかな願ひは叶いました。しかし、それで終わりではありません。もっと障害者が参加しやすい投票方法を検討し

Keyword

【成年後見制度】*1

認知症、知的障害、精神障害などの理由から、判断能力が十分でない人の生活を保護・支援するため、財産管理や法律行為を成年後見人等が本人に代わって行う制度。急速な高齢化や介護保険制度の導入などを背景に、従来の禁治産制度に代わり、2000年にスタート。

【障害者に係る欠格条項】*2

障害等を理由に、免許や資格の取得を制限されたり、取り消されたりする法律や地方条例の規定。障害者の社会参加を不当に阻むことのないよう、国は、一律に制限する「絶対的欠格条項」から、条件次第で認める「相対的欠格条項」への変更や廃止を進めている。しかし、障害者欠格条項をなくす会によれば、まだ400以上の法律に障害を理由とした権利制限規定が設けられている。



支援者らとともに法改正を祝う名児耶さん（2013年5月27日）

写真提供：名児耶 清吉さん

ていくべきだと思っています。たとえば文字が書けないなら、候補者名のリストに○とか×をつけるだけにするとか、名前を指で複数回示すとか、いろいろな方法があるのではないのでしょうか。障害者の家族も、どうせできないと諦めずに、こうすればできるという意思決定支援の方法を考えて、社会が具体的に実行しなければ意味がないのです。

また、選挙権と同じように、まだ多くの法律に、障害者というだけで一律に権利を制限する欠格条項が残されています。例えば、公務員として勤めていても被後見人となれば辞めなければならないのです。せっかく障害者権利条約を批准しても、国内法を整備しなければ障害者の差別解消にはなりません。それには障害がないと思っている人たちの理解と協力が不可欠です。

私のように高齢になれば、眼が悪く、耳が遠く、腰も痛むし、物忘れもあります。それらは、視覚や聴覚に“障害”があるといえますし、肢体も不自由で記憶の“障害”があるともいえます。つまり、生きていくなかで“障害”を経験しない人などいないのだと、私は思うのです。こんな発想を頭の片隅に置いていただくことで、今回の選挙権のように、障害があるというだけで人権が奪われることについて、自分とは関係ないと思っている人にも考えてもらえたら嬉しいですね。

インタビュー／林 勝一（東京都人権啓発センター 専門員） 編集／小松 亜子
撮影（表紙・2～4ページ）／細谷 聡

profile



● 名児耶 清吉（なごや せいきち）

1931年、茨城県生まれ。2009年、当時47歳の匠さんの後見人として成年後見制度を申請。被後見人である匠さんの選挙権回復を求めて、2011年に提訴。2013年、勝訴。現在、NPO法人おおぞら理事長。



● 名児耶 匠（なごや たくみ）

1962年、茨城県生まれ。生後3カ月でダウン症と診断。1970年、茨城県立友部特別支援学校に入学。1980年、土浦特別支援学校高等部に入學。1984年、クリーニング工場に就職するも2年で解雇され、清吉さんの勤める会社に転職、現在に至る。47歳で被後見人となり選挙権を失う。2013年、50歳で選挙権を回復。

すべての人に等しく情報を

「字幕付きCM」をご存じですか？

最近のテレビCMは工夫が凝らされ、魅力的な作品がたくさんあります。しかし、「CMになると家族の中で自分だけ分らず寂しい」と多くの聴覚障害者は感じているといいます。そうした声をきっかけにして、テレビCMに字幕*を付ける取り組みを始めた企業をご紹介します。

テレビのリモコンに「字幕」ボタンがあるのをご存知ですか？ 地上デジタル放送への移行により、このボタン操作で、字幕の表示と非表示を切り換えられる字幕放送が増えています。

字幕は、聴覚障害者や耳の聞こえづらい高齢者などに有効だけでなく、大きな音が出せない病院の待合室などでも活用されています。さらに、災害など緊急時の情報提供にも不可欠です。

日本には、耳の不自由な方たちが難聴者を含めておよそ2,000万人いるといわれています。つまり、人口の約15%が、テレビ放送の音声情報を得にくい状況にあるのです。そのため総務省では、放送を通じた情報を保障するため、字幕放送や副音声による解説放送、手話放送の充実化を進めています。

しかし、CMは民放での全放送時間の約20%を占めているにもかかわらず、字幕はありませんでした。そこで近年、取り組まれているのが「字幕付きCM」です。

花王株式会社が、CMに字幕をつけるきっかけになったのは、聴覚障害者の



花王株式会社・字幕CM研究プロジェクトチームの篠崎隆久さん、林佳文さん、菊池雄介さん（左から）

「CMにも字幕があれば」のひと言でした。2011年2月、社内のクリエイティブ部署の3名で研究プロジェクトが発足しました。「最初はナレーションをただ文字にすればいいと考えていました」と菊池雄介さんは振り返ります。「テスト版を聴覚障害者の方々に見てもらい、意見交換を重ねながら花王独自のガイドラインを策定しました。字幕表示の位置を決めたり、BGMや効果音をどう表現するかなど課題は多かったですね」（菊池さん）。

現在、花王では、日曜日21時放送の『ワンダフ

ルライフ』（フジテレビ系列）などに字幕付きCMを提供しています。林佳文さんは、聴覚障害者からの感想に手応えを感じています。「“CMって短い映画のようですね”といってくださいました。また“家の中に花王製品が増えていた”という声も。字幕があれば健聴者と同じように見ていただけるのです」（林さん）。また、「聴覚障害のある年頃の娘さんが、“化粧品の情報を直接受け取れるようになった”という母親からの喜びの声もありました」。

花王では、年間約300本制作するCMすべてに字幕をつけ、ホームページで公開していますが、字幕付きでテレビ放送できるのはそのうち3%ほどです。これは、字幕が他社のCMにずれ込む放送事故の防止など、放送局のシステム検証が不十分なためです。そのため現在、放送事業者でつくる民間放送連盟が中心となり、1社提供枠の番組に限り、トライアル放送を行い、検証を重ねている段階です。

テレビ放送による情報は、誰でも等しく受け取る権利があります。CMにも字幕が付くのが当たり前になるまであと少し。ぜひ一度、リモコンの「字幕」ボタンを押してみませんか？

インタビュー／林 勝一（東京都人権啓発センター 専門員） 編集／小松 亜子

●花王株式会社

URL：http://www.kao.co.jp/corp/ad-cm
（字幕付きCMページ）



花王ミュージアム（墨田区）では、字幕付きCMをはじめとするユニバーサルデザインの取り組みが紹介されています。（事前予約制。詳細は要問合せ。見学受付 TEL：03-5630-9004）

* 「字幕」には、テロップや映画の字幕のように、常時表示されている「オープンキャプション」と、視聴者がリモコン操作で表示と非表示を選択できる「クローズドキャプション」があります。



字幕付きCMの一例

図書館が支えている 私たちの 「知る権利」

「図書館の自由に関する宣言」を知っていますか？

図書館は、私たちにとって、とても身近な施設です。しかし、その役割や存在意義について、私たちは十分に知っているでしょうか。図書館が、私たちの人権を守るために、どのような役割を果たしているのかについて、取材しました。

図書館が“みんなのもの”になるまで

図書館の歴史は、紀元前2500年にまでさかのぼります。シリアの都市国家エブラの遺跡で、粘土板に書かれた文書が大量に見つかり、この文書庫が最古の“図書館”だとされています。古代ギリシア・ローマを経て、図書館という仕組みは中世ヨーロッパのキリスト教修道院や貴族、王族の私設文庫に受け継がれますが、それらは為政者や権力者など、限られた人だけが利用できるものでした。だれもが自由に利用できる公共図書館の成立は、ずっと時代がくだって1848年に米国マサチューセッツ州に作られた「ボストン公共図書館」まで待たねばなりません。

一方、日本にも古くから貴族や武士、仏教寺院の私設文庫はありましたが、欧米的な近代図書館ができたのは1872年のことです。富国強兵のために、欧米の先進的な施設として東京・湯島に設立された「文部省書籍館」がそれにあたります。その後、日本の図書館は紆余曲折を経て、時代は昭和へ。第二次世界大戦以前は、図書館は政府の見解に適う本だけしか公開を許されず、言論統制をおこなう“思想善導”機関としての役割を担いました。1945年に戦争が終結し、日本は民主化を目指すようになります。1950年には、新憲法の民主的な考えに基づいた図書館法が制定され、日本の図書館は、戦前とは異なる理念を背負って、新たに出発しました。

しかし、同年、朝鮮戦争が勃発し、我が国は再軍備など、意見が対立する困難な政治的課題に直面し、図書館の中立性をいかに保つか、大きなテーマとなりました。こうした中、図書館法には明確に書かれな

図書館の自由に関する宣言

1954 採択 1979 改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

かった、すべての図書館が本来果たすべき使命を改めて確認するために、1954年の全国図書館大会と日本図書館協会総会で「図書館の自由に関する宣言」が採択されました。

「知る自由」を保障するための『宣言』

多くの図書館にこの宣言文が掲出され、その精神を尊重した運営がおこなわれています。けれども、普段、私たちがそれを意識することはありません。むしろ、図書館を利用するほとんどの人は、この宣言の存在すら知らないでしょう。

しかし、2013年に映画にもなった小説『図書館戦争』（有川 浩・作）が、この宣言をモチーフにして描かれていたため、同宣言はにわかに脚光を浴びることになりました。架空の武装自衛組織「図書隊」が、不当な検閲から、知る自由や本を読む自由を守るために戦うという筋立てのSFで、登場する図書隊員たちがその活動の拠り所としているのが、実在する「図書館の自由に関する宣言」なのです。

公益社団法人 日本図書館協会の副理事長を務める山本宏義やまもとひろよしさんは、次のように話します。「日本国憲法では『表現の自由』が保障されていますが、これと切り離せない表裏一体の関係にある権利として『知る自由』があります。情報を発信する側の表現の自由だけ

が保障されていても、それを受け取る側の知る自由が無ければ意味がないですね。図書館には、そうした“知る自由を保障する機関”としての役割があります。このことが宣言にうたわれているんです。

「図書館の自由」とは、図書館が好き勝手なことをしていいという意味ではありません。図書館はいつでも、どんな本に対しても、政治的中立を保ちます。それが「図書館を利用する人の自由」につながるのです。

宣言文には、先に掲載した主文の他に、詳細を述べた副文があります。この中では、時流によって不要と判断された本であっても、それが将来において必要と



公益社団法人 日本図書館協会
副理事長 山本宏義さん

される場合を考え、図書館には本を保存する責任があるということや、人権やプライバシーを侵害する恐れのある本の扱い方についてなども言及されています。

宣言の採択後、今日までに、資料収集への不当介入、非合理的閲覧制限や、利用者がどんな本を読んだのかという履歴の開示要求など、幾度となく、知る自由を危うくする出来事が起きました。しかし、そのたびに図書館員や図書館協会、あるいは心ある一般の人々は宣言の原則に立ち返り、これらの問題にどのように対応するべきかを模索してきたのです。

山本さんは、「日本図書館協会という一民間団体による宣言ですから、法的な効力はありませんし、ましてや小説のように武装した組織が守ってくれるわけでもない。でも、そこにこそ意義があるんです。法律はその時代の政治の影響を受けるものです。そうではなく、あくまでも自主的な行動として、図書館員が宣言の理念を実践し、またその理念を利用者がともに共有していくことで、民主的な社会における図書館の在り方を守っていけると思うのです」と話します。

私たちが普段、自由に安心して、図書館を利用できる背景には、この宣言の存在と、それを実践する大勢の人々の取り組みがあるのです。

図書館の存在意義

今日の公共図書館の先駆けとなった「ボストン公共図書館」は、学校以外の場所でも、無料で勉強できる場が必要だという考えを基に、設立されました。

また、図書館法の第二条には、「『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資することを目的とする施設（中略）をいう」とあります。「一般公衆」とは「すべての人」のことで、これは裏を返せば、図書館で本を読む自由は、住民票の有無や国籍などに一切関係なく、必要とする人にはだれにでも平等に与えられているということを意味します。

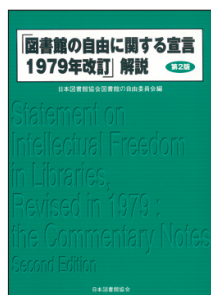
だれでも、図書館で読みたい本を、いつでも自由に、しかも無料で読めることを、今日の私たちは“当然”のように思っていますが、ここに至るまでには、長い歴史の積み重ねがあったといえるでしょう。

山本さんは、図書館の役割について、こう説明します。「図書館は、人類が生み出したあらゆる文化的遺産を収集し、それを同時代の人に広く活用してもらい、且つ、次の世代にも伝えていく働きをしています。その結果として、人権を守ったり、民主主義を支えたりすることに、大きく寄与しているのです。例えば、人はより良い生活を送るために、生涯にわたり、自分にとって必要な教育を受けることが保障されています。図書館は、貧富の差に関係なく、それを可能にする場なんです」。

図書館＝無料で本を貸してくれる場所。これは決して間違いではありませんが、図書館の存在理由は、それ以上に意義深いものなのです。

2014年は、「図書館の自由に関する宣言」が採択されて60周年にあたります。図書館という仕組みが、実は、民主主義を実現するために重要な役割を果たし、私たちの人権を下支えしているのだということに、思いを馳せてみませんか。

インタビュー／鎌田 晋明（東京都人権啓発センター 専門員）
編集／那須 桂



『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』 (第2版)

日本図書館協会図書館の自由委員会・編
日本図書館協会・刊

第100回 全国図書館大会

日時 2014年10月31日（金）～11月1日（土）
場所 明治大学 駿河台キャンパス

採択60周年を迎えた「図書館の自由に関する宣言」についてほか、様々な内容の分科会が開かれます。一般の方のご参加お待ちしております。

お問い合わせ先

公益社団法人 日本図書館協会
TEL: 03-3523-0811
<http://www.jla.or.jp/>

人権啓発行事のご案内

就職差別解消促進月間のお知らせ

なくそう就職差別、問われる企業と社会の人権感覚

東京都では、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、6月を「就職差別解消促進月間」としています。この機会に、就職差別など企業内における人権問題について、ぜひ一緒に考えてみませんか。

●人権問題啓発映画会

- 日時 平成26年 6月10日(火) 13:30 ~ 16:20
- 会場 台東区生涯学習センター 2階 ミレニアムホール
台東区西浅草3-25-16
- 定員 300名(無料・事前申込制)
- 映画 「みんなで語ろう! 公正な採用選考」、「ヒーロー」
「逃げ遅れる人々 東日本大震災と障害者」

- お申し込み・お問い合わせ (公財)東京都人権啓発センター
TEL 03-3876-5372

●講演と映画の集い

- 日時 平成26年 6月27日(金) 14:00 ~ 16:30
- 会場 新宿区立新宿文化センター 大ホール 新宿区新宿6-14-1
- 定員 1,000名(無料・当日先着順受付)
- 講演 「CSRと人権」/講師 菱山謙二(筑波大学名誉教授)
- 映画 「それぞれの立場 それぞれのきもち 職場のダイバーシティと人権」

- お申し込み・お問い合わせ 東京都 産業労働局 労働環境課
TEL 03-5320-4649

人権啓発行事のご案内

6月は東京都 HIV 検査・相談月間です!

検査して安心 HIV・エイズ

都内では昨年1年間で、469人が新たにHIVに感染したかエイズを発症したことが分かりました。HIVに感染していても早めに知ることができれば、適切な治療でエイズの発症を抑え、今までとほぼ同じように生活できます。この機会にHIV検査を受けてみませんか。

●検査について

- 保健所・検査室の情報「東京都検査情報Web」
下記ホームページでご確認ください。
<http://tokyo-kensa.jp/>
- 東京都南新宿検査・相談室(要予約)
平日夜間と土・日の検査・相談です。
月間中は他の性感染症検査も実施します。



- 検査・相談時間(祝日を除く)
月~金 15:30 ~ 19:00 / 土・日 13:00 ~ 16:30
予約電話 TEL 03-3377-0811
- 東京都多摩地域検査・相談室
毎週土曜日に即日検査を通常実施しています。
月間中は午後の定員数を拡大します。
- 予約によるHIV即日検査(祝日を除く)
土 10:00 / 予約電話 TEL 080-2022-3667
- 予約不要のHIV即日検査(祝日を除く)
土 12:00 ~ 15:00 / お問い合わせ TEL 090-2537-2906

●相談について

- 東京都HIV/エイズ電話相談
- 相談時間
月~金 9:00 ~ 21:00 / 土・日・祝 14:00 ~ 17:00
TEL 03-3292-9090

お問い合わせ
東京都 福祉保健局
健康安全部 感染症対策課 エイズ対策係
TEL 03-5320-4487

(公財)東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から賛助会員制度を設けております。趣旨にご賛同いただき、ご加入下さるようご案内申し上げます。

個人賛助会員 一口 2,000円 団体賛助会員 一口 30,000円

●お問い合わせ

(公財)東京都人権啓発センター 総務課 TEL 03-3876-5371

❖ 皆様 団体 賛助 会 員 の 一 覧	(公財)東京都中小企業振興公社 (株)首都圏環境美化センター (公財)東京都歴史文化財団 (株)ミライ・テクノロジーズ 東京都下水道サービス(株)	(一財)東京都営交通協力会 (一社)東京都信用組合協会 東京人権啓発企業連絡会 (公財)東京都学校給食会 (一社)東京環境保全協会	(公財)東京都環境公社 (有)東京エイドセンター 東京都住宅供給公社 東京都職員信用組合 東京都商工会連合会	東京臨海熱供給(株) (株)東京ビッグサイト (公財)東京観光財団 (公大)首都大学東京 (一財)東京都弘済会	自治労働本部 (株)東京交通会館 東京食肉市場(株) NPO 法人 TEOS (株)日本アクセス	東京港埠頭(株) (株)ゆりかもめ (有)ケアシス (有)関東紙業 (学)高宮学園
---	---	---	--	---	--	---

●編集後記

選挙権だけではない。様々な欠格条項や冤罪も。ひとたび失った「人権」を取り戻すのは容易ではない。果敢に声をあげる人々の営みが「人権」という言葉を命を吹き込んでくれることを肝に銘じたい。(H)

ユーロビジョン・ソング・コンテストでオーストリア代表のドラッグクイーン、コンチータ・ヴルストさんが優勝! その快挙に拍手を送りたい。LGBT 差別で各国の非難を浴びるロシアでのTV放送なのか? (殿)

TOKYO人権 Vol.62 2014年夏号
2014年5月30日発行(年4回発行)

- 制作・印刷/株式会社トラビ
- 発行/公益財団法人 東京都人権啓発センター
〒111-0023 東京都台東区橋場1-1-6 東京都人権プラザ内
TEL 03-3876-5372 FAX 03-3874-8346
<http://www.tokyo-jinken.or.jp/>